第九十五条第五項中「に同項」を「、修正申告書又は更正請求書（次項において「申告書等」という。）に第一項」に、「の記載があり、かつ」を「を記載した書類」に改め、同条第六項中「各年について」を「各年分の申告書等に」に、「確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「確定申告書にこれら」を「申告書等にこれら」に、「を記載するとともに、当該申告書に」を「及び」に、「を添付した」を「の添付がある」に、「確定申告書に当該」を「申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第百五十二条中「同条第三項に規定する」を削り、「同項」を「同条第三項」に改める。

第百五十三条中「同法第二十三条第三項に規定する」を削り、「同項」を「同法第二十三条第三項」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分」に改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第四号、第六号」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第百二十条第一項第六号」に、「第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで」を「第百二十三条第二項第七号若しくは第八号」に改める。

第二百二十八条の四第三項中「並びに第二百三十四条（当該職員の質問検査権）、第二百三十六条（身分証明書の携帯等）」を削り、「）の規定」の下に「並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第百二十七条（罰則）の規定」を加える。

第二百三十一条の二第一項中「で、その年の前々年分の確定申告書（修正申告書を含む。以下この項において同じ。）に係るこれらの所得の金額の合計額がその年の前年十二月三十一日において三百万円を超えるもの又はその年の前年分の確定申告書に係る当該合計額がその年の三月三十一日において三百万円を超えるもの（これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）」を削り、「作成し、又は受領した書類で財務省令で定めるもの」を「作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した財務省令で定める書類」に改め、同条第三項を削る。

第二百三十三条から第二百三十六条まで　削除

第二百四十二条第三号中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同条第九号及び第十号を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書をいう。

第二十三条第七項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第二十三条の二第三項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第四項中「前項の記載がない確定申告書の提出があった場合又は同項の」を「前項に規定する財務省令で定める」に改め、「記載又は」を削る。

第三十一条第一項中「応じ」の下に「、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逓減する償却の方法その他の」を加え、同条第六項中「取得価額」の下に「、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例」を加える。

第三十七条第九項及び第十項を次のように改める。

9　第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入される金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10　税務署長は、第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第四項の規定を適用することができる。

第五十二条第一項中「内国法人が」を「次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権のうち」に改め、「その有する金銭債権の」を削り、「場合その他の政令で定める場合において、」を「ことその他の政令で定める事実が生じていることにより」に、「金銭債権（」を「もの（」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する内国法人（当該内国法人が連結子法人である場合には、当該事業年度終了の時において当該内国法人に係る連結親法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人に限る。）

イ　普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　人格のない社団等

二　次に掲げる内国法人

イ　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行

ロ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項（定義）に規定する保険会社

ハ　イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定める内国法人

三　第六十四条の二第一項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定により売買があつたものとされる同項に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人として政令で定める内国法人（前二号に掲げる内国法人を除く。）

第五十二条第二項中「内国法人」を「前項各号に掲げる内国法人」に改め、同条第五項及び第六項中「移転する場合」の下に「（当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に当該内国法人が第一項各号に掲げる法人に該当する場合に限る。）」を加え、同条第九項中「内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第三号に掲げる内国法人（第五項又は第六項の規定を適用する場合にあつては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる内国法人に該当するもの）が有する金銭債権のうち当該内国法人の区分に応じ政令で定める金銭債権以外のもの

二　内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権

第五十七条第一項中「確定申告書を提出する」を削り、「七年」を「九年」に改め、「かつ、」の下に「第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）、同条第三項及び」を加え、「所得の金額（」を「所得の金額の百分の八十に相当する金額（」に改め、同条第二項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項各号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第四項中「次項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、次項又は第九項」に改め、「除く。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項第一号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「七年以内」を「九年以内」に改め、同項第二号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十項中「第八項まで」を「第九項まで及び前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、「場合」の下に「であつて欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。